

憲法問題対策センター連載

憲法判例ができるまで ～判決文に書かれない弁護士の努力と工夫～

連載にあたって

広く世間の耳目を集める社会問題について、その解決のために憲法訴訟が提起されることが多い。その訴訟の過程で、弁護士たちは尋常ではない努力や工夫を重ね、支援者や世論も喚起しながら我が国の人権状況の改善のために奮闘している。しかし、その判決文をめぐって多くの評釈がなされることはあっても、その判例が出されるに至った過程で払われた弁護士の血の滲むような努力や画期的な工夫は、意外に知られていない。

そこで、憲法が保障する人権の実現に関わるいくつかの判例について、それらが生み出されるまでの課題や悩み、努力と工夫等について、実際にその訴訟に関わった当会会員に執筆いただくこととした。リアルな弁護士の活動状況は、憲法問題についての理論的分析や解説とは違い、社会正義の実現と基本的人権の擁護を使命とする弁護士の在り方として多くの示唆に富み、私たちの日々の弁護士の活動を省みる機会となるのではないだろうか。

憲法問題対策センター

第1回 ハンセン病療養所での検証 — 新人弁護士の経験 —

東京三弁護士会ハンセン病問題協議会委員 上野 格 (51期)

「今、私はここを去りがたい思いでいます。このことは私も忘れることはありません」。2000年3月8日、A裁判長は、群馬県草津町の栗生楽泉園正門前で、検証手続を終えて園を離れるに際して、検証手続の参加者全員に語りかけた。

1999年3月に東京地裁へ東日本ハンセン病国家賠償請求訴訟が提訴されてから1年が経とうとしていた（らい予防法違憲国家賠償請求訴訟）。先行して1998年7月に熊本地裁に提訴していた、西日本訴訟の原告・弁護団は、「石にかじりついても3年で解決」を方針とし、審理を進めていた。

東日本原告・弁護団は、主張書面のやり取りが続く審理の中で、訴えが十分に裁判官に届いていないのではないかと感じていた。裁判官の心証を大きく動かさないと、長く続いた国の政策や国会の無策を違憲とする判決を期待することはできない。

原告・弁護団は、東京地裁の裁判官に、原告らが受けた被害の実態を見てもらうため、ハンセン病療養所である栗生楽泉園での検証を申立てた。弁護

団の先輩の野間啓会員が検証対策の主任となり、私が補佐を命じられ、半年前から何度も楽泉園に通い、群馬県の弁護団の皆さんとともに、説明ポイント、コース、時間割、説明の台本を練り上げた。

検証では、過去の被害実態を示す、園内に残っている建物や遺構をくまなく回った。監禁所跡、火葬場跡、納骨堂、教会や寺、保育所跡、小学校跡、患者の旧宿舎、そして重監房跡…。園内には、患者を一生隔離するための施設が揃っていた。監禁所は、療養所の各園に一つあり、園の監督に従わない者、逃げ出した者を園の裁量で懲罰していた。楽泉園の重監房は、さらに重い懲罰を科すために設けられた全国唯一の施設だった。

検証は園外でも行った。1949年まで、楽泉園で使用する炭俵は、患者達が運び上げることを強制されていた。真冬でも、動ける患者は皆動員され、10km離れた炭の集積所から、高低差280mを登り、重さ15kgの炭俵を1人2～3俵、園まで担ぎ上げていたのである。患者の世話も含め、園内のことは全

て患者に担わされていた。「療養所」とは名ばかりで、予算も医療もなく、強制労働が続き、患者は労働により後遺症を発症・悪化させていった。患者の退所は認められず、終生の絶対隔離を強いられた。戦後の特效薬の開発によりハンセン病は完治する病気となったが、隔離政策は続いた。1950年代以降は「軽快退所」が例外的に認められたが、国の隔離政策によって強固な差別と偏見が社会に定着しており、回復者が社会で生活することはできなかった。療養所の在園者は、全員がハンセン病自体は治癒した回復者であり、後遺症による障害が残る身体障害者である。しかし、回復者は園内で生活し、園内で亡くなり、園内で火葬され、園内の納骨堂に入るしかなかった。あらゆる自由と権利と故郷と家族と将来を奪われ、人間の尊厳を奪われ、無価値なものとして扱われる人生を、国は強いてきたのだ。

強制労働の過酷さを示すため、尾根筋にある楽泉園に登っていく、実際に患者が歩いていた山道を検証場所に選び、炭俵と背負子を用意した。事前に私も試しに担いでみたが、背負うのがやっとだった。「これで山道を登ったって?」。私もやはり、頭でしか理解していなかった。いや、理解さえしていなかったのだ。

検証では、急な斜面に細く続く山道を前に、原告の鈴木幸次さんが「炭背負い」の説明をした。足を踏み外したら、炭ごと谷底まで転げ落ちそうな細い山道だった。説明が終わると、私は言った。「裁判長、ここに当時の炭俵と背負子を用意しました。どうぞ、背負って、歩いて登ってみてください」。国側代理人がすかさず「何を言っているんだ。そんなこと認められるわけがない」と抗議し、弁護団は「検証は五感でするものだ。何がおかしい」と反論した。裁判長は「いや…それは…」と硬直していた。緊迫した空気の中、誰もが黙ったとき、鈴木さんがポツリと言った。「それでは、私が登りましょう」と、炭俵と背負子をスッと背負い、スタスタと山道を登っていったのである。私たちは呆気にとられて見ていた。そんなことは「台本」になかったから。鈴木さ

んは検証時に76歳だったが、軽々とやってみせることで、正に炭背負いが患者の日常だったことを示したのである。裁判長が血相を変えて追いつがり、「鈴木さん、わかりましたから! もうわかりましたから!」と必死に止めて、鈴木さんはやっと立ち止まった。

鈴木さん達原告の説明と私は、裁判官に確かに伝わった。それで裁判長が、検証手続の最後に「話したいことがある」と言い、文頭で紹介した発言をしたのだと思う。瀬戸内訴訟(岡山地裁)では、長島愛生園での検証で、裁判官は食事運びの再現として用意されたバケツを持ち、「これは重いな…」と言ったという。西日本訴訟の出張尋問では、離島にある大島青松園への渡し船に乗り、裁判官は「本当に隔離されているんですね」と顔色を変えたという。裁判官に実態を伝えることが、どうしても必要なのだと思う。

その後、東京地裁の審理は専門家証人、原告証人、国側3証人の尋問と進み、原告団・弁護団は裁判官の心証の変化を感じていた。2000年12月下旬の進行協議で、弁護団はA裁判長に「来年4月の異動の予定はないですよ」と聞いた。A裁判長は、「その予定はありません。私が判決まで担当すると思います」と断言していた。国側代理人は、顔をしかめていたように思う。しかし、翌2001年1月6日付けで、A裁判長は法務省人権擁護局長に異動を命じられた。何があったのか、今もわからない。

その4か月後、熊本地裁で原告全面勝訴の判決が出された(熊本地判平13.5.11 判時1748.30)。全国三訴訟の原告が勝ち取った判決だったと思う。原告らの訴えと、圧倒的な世論に押され、国は控訴を断念し、熊本地裁判決が確定した。東京地裁の東日本訴訟は、熊本判決の基準に従い、和解により終了した。栗生楽泉園での検証手続は、判決には反映されなかった。しかし、確かに検証により裁判官の心証は変わったと思える。そんな経験を伝えたいと思い、弁護団の末席を汚していた者ではあるが、僭越ながら筆を執った。